

坂井市において建築確認申請をされる皆様へ

トラブルを防止し、スムーズな着工を実現するために、敷地・建築計画が以下の事項に該当する場合は、あらかじめ各窓口にも相談・協議をお願いします。

事 項	窓 口	備 考
農地	坂井市農林水産課 又は農業委員会	TEL50-3150 TEL50-3151
港湾区域・漁港区域	坂井市農林水産課	TEL50-3150
上下水道	坂井市維持課・整備課	TEL51-9102・TEL51-9101
高さ13m以上または4以上の階数の建築物	坂井市都市計画課	TEL50-3050・3051 景観条例等に基づく届出が必要です。
延べ面積1000㎡以上の建築物		
高さ13m以上の工作物		
条例に基づく用途規制区域 (用途地域の指定のない区域・都市計画区域外)	坂井市都市計画課	TEL50-3050・3051
景観条例に基づく景観形成推進地区	坂井市都市計画課	TEL50-3050・3051 景観条例等に基づく届出が必要です。
埋蔵文化財	坂井市文化課	TEL50-3164。
その他建築条例等	坂井市都市計画課	TEL50-3050・3051

※ 提出された建築計画概要書および照会事項チェックリストにより土木事務所から各市町に照会を行います。上記事項に関する協議等をされていない場合や計画内容に疑義がある場合には、各市町担当部署からも問合せをさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。